

e-kenet JCB カードと 新しい京阪マイレージ PiTaPaカードを お申込みの方へ



現 PiTaPa カード



新 PiTaPa カード

《ご注意ください》

新しい PiTaPa カード (以下、新 PiTaPa カード) には現 PiTaPa カードの登録情報は一切引き継がれておりません。各交通機関が提供している事前に登録が必要な「登録型割引サービス」(区間指定割引・利用額割引など)、「オートチャージ」などは**自動的に適用されません**ので、引き続きサービスをご利用の場合は、**新たに登録が必要**です。

<注意事項>

ご利用開始のタイミングについて、**新 PiTaPa カードが到着した月の末日までは現 PiTaPa カード**をご利用いただき、**翌月1日から新 PiTaPa カード**をご利用ください。

- **登録型割引サービス等の再登録をされていない場合、運賃の超過分について当社は一切の責任を負いかねます。**
- 家族会員様も本人会員様と同様のお取り扱いとなりますので、ご注意ください。

■■ 「登録型割引サービス」の登録方法について ■■

新 PiTaPa カードお届け時点では各交通機関が提供する事前登録が必要な登録型割引サービスは設定されていません。**ご利用前に必ずご登録ください。**

割引サービス登録方法

その 1

会員様専用インターネットサービス「PiTaPa 倶楽部」から登録

新 PiTaPa カードが届いたらまずはこちらでご登録ください。

PiTaPa 倶楽部の会員登録方法

<https://www.pitapa.com/club/entry.html>



割引サービス登録方法

その 2

サービス提供交通機関指定の窓口

京阪線(※大津線鋼索線)の区間指定割引については、京阪線定期券うりば(係員窓口)にお越しください。「学生」の場合は、「学生証」、「通学証明書」、「新 PiTaPa カード」をご持参のうえ、京阪線定期券うりばで再登録してください。その他の登録型割引サービスは社局によって登録方法が異なります。詳しくは当該交通機関の駅・営業所などの窓口へお問い合わせください。

■ オートチャージ(自動入金)の設定について ■

オートチャージサービスを登録されている会員様は、新PiTaPaカードに改めて駅での登録が必要となります。オートチャージ(自動入金)の登録などの設定変更や設定状況確認については、新PiTaPaカードとご本人様が確認できるもの(免許証、健康保険証、学生証など)をお持ちのうえ、JR西日本以外のPiTaPaポストペイエリアの主な駅・営業所などまでお申し出ください。

※設定変更はカード毎にお手続きが必要です。

※JR西日本の駅ではオートチャージ機能の設定手続きができません。

■ チャージ(入金)されたカード内残額のご返金について ■

全国相互利用エリア(JR西日本ポストペイエリアは除く)をご利用いただくための現PiTaPaカード内残額は、新PiTaPaカードに引き継がれません。新PiTaPaカードに新たにチャージ(入金)が必要となります。現PiTaPaカードのカード内残額は、次回ご利用代金請求時に相殺またはご指定の金融機関口座へ返金いたします(手数料無料)。

● あんしんグループパスについて

キッズカード・ジュニアカードであんしんグループパスを登録の会員様は、新PiTaPaカード到着月の翌月1日以降に新PiTaPaカードへの登録が必要となります(到着月に登録されますと現PiTaPaカードのご利用時にメールが送信されなくなります)。

● ショップdeポイント

現PiTaPaカードのショップdeポイントは、新PiTaPaカードには移行されません。

ショップdeポイントの移行登録(ANAマイレージクラブなど)は、「PiTaPa倶楽部」で改めて登録が必要となります。

● IC定期券(PiTaPaカード)について

2025年10月1日以降は、IC定期券の有効期限が残っていてもご利用いただけなくなります。

現PiTaPaカードに、阪急、阪神、南海などのIC定期券を搭載されている場合は、現PiTaPaカードと新PiTaPaカードをお持ちのうえ、改めて購入社局の定期券発売所などでのお手続きが必要となります。

■ 現PiTaPaカードについて ■

e-kenet Visaカードと同じく2025年9月末日をもって終了します。

家族会員様のPiTaPaカードおよびキッズカード・ジュニアカードもすべて2025年9月末日をもって終了いたします。2025年10月1日以降、現カードはすべてご自身で破棄いただき、ご利用いただかないようお願いいたします。

※IC定期券を搭載されている場合は、ご購入交通機関の定期券発売所でのお手続きが完了後、破棄をお願いいたします。

■ PiTaPa ご利用代金引き落としについて ■

京阪マイレージPiTaPaカードのご利用代金は、1カ月分(毎月1日～月末日)をまとめて翌々月10日にe-kenet JCBカードご利用金額と合わせてお支払いいただきます。

※家族会員様の場合は、本人会員様のお支払い方法によります。

※京阪マイレージPiTaPaカードのご利用代金は、登録型サービス「e-kenetプレミアム(スペシャル・ロイヤル)」のポイント進呈対象外となります。

■ PiTaPa ご利用代金および明細の確認方法 ■

京阪マイレージPiTaPaカードのご利用代金は会員専用サイト「会員専用WEBサービス「MyJCB」(<https://my.jcb.co.jp/>)」にてご確認ください。なお、郵送にてご利用代金請求書を受け取られている場合、e-kenet JCBカードのご利用がない月は郵送によるお届けはいたしません。

京阪マイレージPiTaPaカードの明細は、新たに、会員専用インターネットサービス「PiTaPa倶楽部」にご登録いただき、ご確認ください。また、京阪線全駅には、ご利用代金および明細をご確認いただける券売機(または精算機)を設置しておりますのでご利用ください。

※e-kenet JCBカードのご利用代金明細の郵送をご希望の場合は明細手数料165円(税込)をご負担いただきます。

なお、e-kenet Visaカードの請求書発送事務手数料免除対象特例は適用されません(手数料免除となる条件はJCBカードの取扱が適用されます)。